

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和8年3月2日

川崎市長 福田紀彦

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

川崎市教育委員会事務局文書集配業務委託

(2) 履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 履行場所

教育委員会事務局総務部庶務課、本市が指定する集配所等

(4) 委託概要

集配車両をもって本市が指定する集配所を巡回し、信書等を集配する。

2 競争入札参加資格に関する事項

この入札に参加を希望する者は、次の条件を全て満たさなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でない者。
- (3) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格業者名簿の業種「倉庫・運送業務」種目「運送業務」で登録されている者。
- (4) 民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条に規定する特定信書便事業の許可を受けていること。
- (5) 過去5年間に本市又はその他官公庁で、類似の契約履行実績があること。

3 競争入札参加申込書の配布、提出及び仕様書閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。一般競争入札参加申込書は、3（1）の場所で配布しています。また、川崎市教育委員会ホームページ「相談・手続き・採用・募集」→「教育委員会の入札情報」→「その他」→「令和8年度契約」からダウンロードすることができます。

(1) 配布・提出・仕様書閲覧場所

〒210-8577 川崎区宮本町1番地 南庁舎5階

教育委員会事務局総務部庶務課 中山

電話 044-200-3261（直通）

E-mail 88syomu@city.kawasaki.jp

(2) 配布・提出・仕様書閲覧期間

令和8年3月2日（月）午前8時30分から令和8年3月6日（金）午後5時まで（午前

8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。土日・祝日を除く。)

(3) 提出書類

ア 競争入札参加申込書

イ 民間事業者による信書の送達に関する法律第29条の規定に基づく特定信書便事業の許可証の写し

ウ 実績調書及び契約実績を確認できる契約書等の写し

(4) 提出方法

持参とします。

4 一般競争入札参加資格確認通知書及び入札説明書の交付

一般競争入札参加申込書を提出し、入札参加資格があると認められた者には、川崎市業務委託有資格業者名簿へ登録された電子メールのアドレス宛てに一般競争入札参加資格確認通知書を交付します。

(1) 交付場所及び問合せ先

3(1)と同じ

(2) 交付日時

令和8年3月7日(土)

(3) 入札説明書の交付

競争入札参加資格確認通知書の交付の際に併せて、入札説明書を交付します。

また、入札説明書は3(1)の場所において、令和8年3月2日(月)から令和8年3月6日(金)まで(午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで。土日・祝日を除く。)縦覧に供します。

5 仕様又は入札説明書に関する問合せ

仕様等、入札説明書の内容に関する質問は、次により行います。

(1) 問合せ先

3(1)と同じ

(2) 問合せ方法

入札説明書に添付の「質問書」の様式に必要事項を記入し、3(1)の電子メールアドレス宛て送付してください。

(3) 受付期間

令和8年3月7日(土)から令和8年3月11日(木)まで

(4) 回答方法

令和8年3月13日(金)までに、確認通知書を交付した全社宛てに、電子メールで送付します。

6 入札参加資格の喪失

一般競争入札参加資格があると認められた者が、次のいずれかに該当するときは、この入札に参加することができません。

- (1) 上記2の各号のいずれかの条件を欠いたとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

紙入札方式

ア 入札書の提出日時

令和8年3月17日(火) 午前10時00分

イ 入札書の提出場所

川崎区宮本町1番地

川崎市役所南庁舎6階 会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時

7(1)アと同じ

(4) 開札の場所

7(1)イと同じ

(5) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(6) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

(7) 入札書の記載金額

入札に際しては、契約金額の総額(消費税を含まない)を入札書に記載してください。

8 契約の手続等

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除します。

イ ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 前払金

否

(4) 議決の要否

当該落札決定の効果は、川崎市議会定例会における、本調達に係る予算の議決(令和8年3月頃)を要します。

(5) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、川崎市ホームページの「入札情報か

わさき」の「契約関係規定」で閲覧することができます。

9 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 詳細は、入札説明書によります。
- (3) 関連情報を入手するための照会窓口
3 (1) と同じ